

号の新株又は同条第六項の株式が振替株式である場合には、これらの株式又は新株については、第百三十一条第一項、第百三十二条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）の通知をすることができない。

2 前項に規定する場合には、同項の振替株式の発行者は、商法第二百二十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第二項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）のために当該振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自「」のために開設

された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十一条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第一項の振替株式の銘柄

二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四 加入者が有する第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五 加入者が質権者であるときは、その旨、その質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六 前号の株主の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるも

のの数

八 第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 当該振替株式の総数その他主務省令で定める事項

4 第百三十一条第五項及び第六項の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 第一百三十一条第五項第一号 | 前項第三号 | 第一百四十六条第三項第三号 |
|---------------|-------|---------------|
| | 前項第二号 | 第一百四十六条第三項第二号 |
| | 前項第六号 | 第一百四十六条第三項第六号 |
| 第一百三十一条第五項第二号 | 前項第七号 | 第一百四十六条第三項第七号 |
| | 前項第三号 | 第一百四十六条第三項第三号 |

5 第百三十三条の規定は、第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この

場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | | |
|-------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 第一百二十三條第一項 | 特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式 | 商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式 |
| 第一百二十三條第三項 | 特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式 | 商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式 |

(記載又は記録の変更手続)

第一百四十七条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第一百一十九条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知つたときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(振替株式の譲渡)

第一百四十八条 振替株式の譲渡は、第一百三十二条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第一百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替株式の質入れ)

第一百四十九条 振替株式の質入れは、第一百三十二条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替株式の信託の対抗要件)

第一百五十条 振替株式については、信託は、信託法第三条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第一百二十九条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第二者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第一百五十二条 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）における記載

又は記録がされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第一百五十二条 第百三十二条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第一百五十三条 前条の規定による振替株式の取得によりすべての株主の有する同条に規定する銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数（消却され、又は転換された振替株式の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数

一 当該銘柄の振替株式の発行総数（消却され、又は転換された振替株式の数及び発行者が第百四十六条第一項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。）

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4 前項に規定する振替株式についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替株式について第三項の規定により放棄の意思表示を行つたときは、直ちに、当該振替株式について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせ

るため、自己の株式を処分する場合には、商法第二百十一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第一百五十四条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数

一 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる数

一 前項第一号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に

係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該放棄の意思表示をした旨

二 当該放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替株式について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第一号に掲げる数の減少の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第一号に掲げる数の増加の記載又は記録

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、第二項の口座管理機関に対し、同項の規定による当該振替株式

の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、商法第二百十一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第一百五十五条 第百五十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第二項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乘じた数に関する部分について、発行者に対抗することはできない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する限り、当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

一 すべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関するして、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2 第百五十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各株主に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

3 第百五十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が第百五十九条第一項第一号又は第三号の通知の後二週間以内に、第一百五十三条第三項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときは、当該振替機関が当該通知において当該振替株式の株主として通知をした者（以下この項において「特定被通知株主」という。）以外の株主に係る商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利（以下この条において「議決権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。ただし、当

該振替株式が次の各号のいずれかに該当するものである場合に限る。

- 一 特定被通知株主が当該通知の後二週間以内に、発行者に対し、その議決権等の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式

二 商法第二百四十二条第二項の株式

三 発行者が議決権を行使する者のみを定めるために商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における単元未満株式（同法第二百二十二条第五項に規定する単元未満株式をいう。第一百六十一条において同じ。）

四 前号に規定する場合における商法第二百四十二条第三項の株式

4 振替機関が第二百五十三条第三項の義務の全部を履行したときは、株主の権利（議決権等を除く。次条第四項及び第一百六十一条において「少数株主権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第一百五十六条 第百五十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同

条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、株主（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）は、その有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乘じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

- 一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第一百五十四条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

- 一 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数（当該口座管理機関の下位機関であつて第一百五十四条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるとき

は、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関するて、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

- 2 第百五十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する株主に対して同条第一項又は第二項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

- 3 前条第三項の規定は、第一百五十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が、第一百五十九条第一項第一号又は第二号の通知の後一週間以内に、第一百五十四条第一項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 当該振替機関 | 振替機関 |
|-------------|---|
| 「議決権等」という。) | 「議決権等」という。) (当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式に係るものに限る。) |

第一項の規定は

次条第一項の規定は

- 4 口座管理機関が第百五十四条第一項の義務の全部を履行したときは、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての少数株主権等の行使については、第一項の規定は、適用しない。

(発行者が誤つて振替株式の消却等をした場合における取扱い)

- 第一百五十七条 発行者が第百五十五条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替株式についてした株式の消却又は転換は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替株式についての当該発行者に対抗することができる数を減少させる効力を有しない。

- 2 前項に規定する株式の消却に際して株主に金銭が支払われたときは、当該株主は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

- 3 発行者が第百五十五条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替株式についてした商法第二百二十条第一項本文の規定による金銭の交付、利益若しくは利

息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し（以下この条において「金銭交付等」という。）は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替株式に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

4 株主は、発行者に対し、前項の金銭交付等に係る金額の返還をする義務を負わない。

5 発行者は、第一項に規定する株式の消却又は第三項の金銭交付等をしたときは、第二項又は前項に規定する金額の限度において、第一百五十五条第二項又は前条第二項の規定による株主の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

（株式の発行に関する商法の特例）

第一百五十八条 会社が設立に際して発行する株式について第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を商法

第一百六十九条の書面又は電磁的方法により示さなければならぬ。

2 次に掲げる書面には、当該振替株式についてこの法律の規定のある旨を記載しなければならぬ

い。

一 振替株式についての株式申込証の用紙

二 新株の引受権の目的である株式が振替株式である場合における新株引受権証書

三 新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約権申込証の用紙

四 新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約
権付社債申込証の用紙

3 振替株式を発行する会社の株主名簿には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記
載し、又は記録しなければならない。

4 振替株式の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口
座（既存特別口座を除く。）を株式申込証の用紙若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八
十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならな
い。

5 新株予約権行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるときは、商法第二百

八十一条ノ三十七第一項の請求書（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、同法第三百四十一條ノ十三第一項の請求書）に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行つたための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

（総株主通知）

第一百五十九条 振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（以下この条及び次条において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

- 一 発行者が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めたとき。 その日の株主
- 二 発行者が商法第二百十五条规定ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十一条ノ二十五第三項及び第三百四十一條ノ十五第四項において準用する場合を含む。）又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により一定の日を定めたとき。 その日の株主

二 営業年度を一年とする発行者について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときを除く。））。当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主（当該発行者が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の株主）

四 特定の銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失つた日の株主

五 特定の銘柄の振替株式が振替機関によつて取り扱われなくなつたとき。当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株主

六 その他政令で定めるとき。政令で定める日における株主

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として同項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第百六十二条において「特別株主」という。））

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に株主としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3 振替機関は、第一項の場合において、振替株式が質権欄に記載され、又は記録されている口座の加入者からの申出があつたときは、同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第百一十九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項をも示さなければならない。